

和泉情審答申第12号  
平成29年5月23日

和泉市教育委員会 様

和泉市情報公開審査会  
会長 森口 佳樹

### 情報の公開の決定に対する審査請求について（答申）

平成29年3月23日付け諮問第1号で諮問のありました情報の公開の決定に対する審査請求について、次のとおり答申いたします。

#### 1 審査会の結論

本件の情報公開請求に対応する公文書につき、非公開と決定した提案書のうち、「はじめに」及び「目次」の部分については公開することとし、その他の請求は棄却するべきである。

#### 2 審査請求の内容

和泉市情報公開条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、審査請求人が実施機関に求めた「和泉市校務支援システム構築業務公募型プロポーザルコンペ結果に関するすべて」及び「平成27年度市内中学校大型モニター入札に関する詳細すべて」の情報公開請求のうち、和泉市校務支援システム構築業務公募型プロポーザルコンペ（以下「本件プロポーザル」という。）実施結果表、選定委員会委員名簿及び最優先交渉権者の校務支援システム構築業務（以下「本件業務」という。）提案書について、実施機関が条例第6条第1項第2号及び第3号の規定に該当するとして部分公開とした（以下「原処分」という。）ことに対して、当該決定を取り消して文書の全部公開を求めるものである。

#### 3 審査請求人の主張の概略

審査請求人の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 原処分を取り消し、文書を全部公開すべきという裁決を求める。
- (2) 情報システムに係る政府調達の基本方針において、情報システムの仕様についてはできる限り公開するよう定められており、富士電機ITソリューション株式会社（以下「富士電機」という。）が導入したシステムにおいても、仕様（提案書）について公開すべきである。
- (3) 過去に実施された入札等の仕様において、特定の事業者には有利な条件や特定の事業者しか参加できないような仕様であったり、同内容の入札等において仕様に一貫性がなかったり仕様が適当ではなく、また、採点方法においても不適当なものがあり、さらに

担当課の職員の説明において不明な点が多く存在し、市の入札・契約等、行政運営に対し不信感がある。

- (4) 本件プロポーザルの実施前に、富士電機と市職員が接触したという情報を得ており、それが本当であれば、和泉市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン第11 失格事項における「実施要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合」に該当するため、富士電機は失格となるべきである。
- (5) 価格点の最低業者が2点、富士電機が200点であり、5年総事業費においては約1億円の差があった。富士電機の提案価格で本当に様々なカスタマイズに対応可能なのか、オプション機能付等の提案ができているのか、きちんと仕様を満たしているのかを確認したい。
- (6) 富士電機から非公開を求める旨の意見書が提出されているが、行政の業務を請け負う以上は提出した資料等についてすべて公開されることを前提としておくものであり、非公開を求めるのであれば、入札等に参加すべきではない。

以上のとおり、実施機関の行った部分公開決定は取り消されるべきであり、保有している文書を全部公開すべきである。

#### 4 実施機関の主張の概略

実施機関の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。
- (2) 条例第6条第1項第2号及び和泉市情報公開条例の解釈運用基準（逐条解説。以下「解釈運用基準」という。）において、市職員の氏名及び本市以外の地方公務員の課長級以上の者の氏名は公開し、それ以外の者の氏名においては、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるため、非公開とすることができる旨が定められている。  
小中学校の教諭は、大阪府の教職員であり、任命権者が大阪府教育委員会であるため、本市以外の地方公務員に該当する。選定委員会委員名簿において氏名非公開とした4名の教諭は、担当教科部会の代表者であり、管理職ではなく、課長級以上の職員には該当しないため、条例第6条第1項第2号に該当する。
- (3) 本件プロポーザル実施結果表における最優先交渉権者以外の事業者の提案価格及び辞退した事業者名については、法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、条例第6条第1項第3号に該当する。
- (4) 本件業務提案書の内容においては、パンフレットやホームページ等一般に広く公開されているものを除き、事業者の本市事業への取組み方、方針等が示されており、事業者のノウハウに該当すると考えられることから、法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、条例

第6条第1項第3号に該当する。

さらに、本件業務提案書を公開した場合又は最優先交渉権者に選定され、情報公開請求があった場合において当該提案書を公開することを前提とし事業者を応募した場合には、公開を避ける事業者が参加を見送ることにより、今後プロポーザルコンペに参加する事業者が減少し、又は、提案書に事業者選定に当たって必要な情報が記載されない可能性があるなど、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるため、条例第6条第1項第5号に該当する。

以上のとおり、実施機関が行った部分公開決定のうち、上記請求文書を部分公開としたことについては、妥当である。

## 5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

### (1) 本件請求に対応する公文書について

実施機関は、本件請求に対応する公文書として、本件プロポーザル実施結果表、審査基準、和泉市校務支援システム構築事業に係る事業者選定要綱、選定委員会委員名簿、最優先交渉権者の本件業務提案書、市内中学校大型ディスプレイ導入に係る起案を特定した。

これらのうち、本件プロポーザル実施結果表には、公募した事業者名、一次審査及び二次審査等の評価点、提案価格、価格点、順位等が、選定委員会委員名簿には、第一次審査及び第二次審査における委員の役職、所属及び氏名が、最優先交渉権者の本件業務提案書には、本件業務に関する提案内容が、それぞれ記載されている。

実施機関は、これらの情報のうち、最優先交渉権者及び審査請求人以外の事業者の提案価格、選定委員会の一部の委員の氏名及び最優先交渉権者の本件業務提案書の一部について、条例第6条第1項第2号及び第3号に該当するとして当該部分を非公開とする部分公開決定を行ったものである。また、審査会における意見陳述において、条例第6条第1項第5号に該当するという主張を行ったものである。

### (2) 原処分 of 妥当性について

以下、原処分の妥当性を判断するに当たり、本件請求文書のうち非公開とした情報が条例第6条第1項第2号、第3号及び第5号に該当するかについて検討する。

#### (ア) 条例第6条第1項第2号該当性について

条例第6条第1項第2号は、個人に関する情報は保護されるべきものであるという観点から、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報を公開しないことができる旨を定めたものであるが、同号ただし書エでは、「公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報」について適用を除外している。すなわち、公務員の職務遂行に関する情報は、個人に関する情報であっても、市の諸活動を市民に説明する責任を全うするため、公開するものとしている。

そこで、選定委員会の一部の委員の氏名が、公務員の職務遂行に関する情報に該当するかを検討する。解釈運用基準において、公務員の職務の遂行に係る情報は、公務員の職、氏名に関する情報及び職務遂行の内容に関する情報で構成されていることとなっており、公務員の職に関する情報は、その職務遂行に関する情報と不可分の要素であり、市の諸活動を市民に説明する責任が全うされるようにするために、これらを明らかにする意義は大きいことから、公務員の範囲を限定せず公開するものとしている。また、本市の職員の氏名及び本市以外の公務員の課長級以上の職員の氏名に関する情報については、社会的要請の観点から公開する取扱いとしている。今回、氏名を非公開とした委員は、府費負担教職員の小中学校の教諭で、任命権は大阪府教育委員会にあるため本市以外の公務員である上、当該教諭は管理職でないので、課長級以上の職員には該当しない。

したがって、当審査会は、本件情報が条例第6条第1項第2号に該当し、これを非公開とした実施機関の決定は妥当であると認めるものである。

(イ) 条例第6条第1項第3号該当性について

条例第6条第1項第3号は、法人等の事業活動上の利益はこの条例においても保護されるべきものであるという観点から、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を公開しないことができる旨を定めたものである。

まず、本件業務提案書が条例第6条第1項第3号に該当するか検討する。

本号にいう当該法人等の事業活動上の利益を害するかについては、情報の内容のみでなく、法人等の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付け等を踏まえて客観的な判断により行うべきであるところ、提案書は、それぞれの事業者が日々の企業努力を積み重ねて得た技術、経験、経営戦略等のノウハウを結集し、多大な労力と経費を費やして作成したものであり、校務支援システムにおいては、今後全国的に導入されていくことが予想され、他の自治体等においても同様の事業者選定が行われることが見込まれているものである。本件業務提案書を公開してしまうと、今後そのような事業者選定において、競合他社が記載内容を模倣したり、対抗策を講じたりした提案書を作成・提出することが可能となり、各事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、同号に該当するものとする。

また、市民への説明責任の観点からも市の公文書は原則公開すべきであり、提案書に関しても同様で、審査請求人が主張するように、事業者は公開前提で提案すべきという考え方も一定理解できるものであるが、本件プロポーザルについては、事業者募集時の要領等において本件業務提案書の情報公開について触れられておらず、事業者は公開されることを予測せずに営業秘密を含む提案書を提出した可能性があり、それを公開してしまうと事業者の利益を害するおそれがあるため、その点でも同号に該当するものとする。

しかしながら、本件業務提案書中の「はじめに」及び「目次」の部分については、事業者のノウハウであるとは認められないため公開すべきであり、その他の部分につ

いては非公開とすることが適当である。

次に、最優先交渉権者以外の事業者の提案価格等が条例第6条第1項第3号に該当するか検討する。

最優先交渉権者及び審査請求人以外の事業者の提案価格において、事業者がいかなる金額及び条件で提案するかどうかは、当該事業者の営業に関する情報であり、最優先交渉権者に選定されなかった事業者のこれらの情報を公開することにより、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、同号に該当するものとする。

#### (ウ) 条例第6条第1項第5号該当性について

条例第6条第1項第5号は、市の機関又は国等の機関が行う事務事業の目的達成又は公正かつ円滑な執行を確保しようとする観点から定めたものであり、本号に定める「著しい支障が生ずると認められるもの」かどうかの判断に当たっては、恣意的に非公開の範囲を広げたり、拡大解釈することのないよう、原則公開の立場に立って行わなければならない。

そこで、本件業務提案書が条例第6条第1項第5号に該当するか検討する。

本件業務提案書は、本件業務を委託する事業者を選定するに当たり、最優先交渉権者が和泉市教育委員会に提出した文書であると認められる。本件業務提案書を公開した場合又は最優先交渉権者に選定され、情報公開請求があった場合において当該提案書を公開することを前提として事業者を応募した場合には、営業秘密に当たる仕様の詳細などの事業者選定に当たって必要な情報が提案書に記載されない可能性があり、事業者選定において適正な審査ができなくなるおそれがある。さらに、同様の場合において、提案書の公開を望まない事業者がプロポーザルコンペへの参加を見送ることにより、今後プロポーザルコンペに参加する事業者が減少する可能性があり、競争が働かなくなるおそれがある。

したがって、本件業務提案書を公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるため、同号に該当するものとする。

## 6 結論

以上のとおりであるから、本件の情報公開請求に対応する公文書のうち、一部については公開するものとし、その他の部分に係る審査請求については、理由がなく、棄却すべきであるので、「1 審査会の結論」のとおり答申するものである。

## 7 附帯意見

本件情報公開請求に係る審査請求について、当審査会としては、以上のような判断を下すものであるが、なお、条例第14条第2項に基づき、当審査会は、以下のとおり意見を

付記するものである。

本件審査請求に係る審査において、実施機関は、情報公開請求があった際に最優先交渉権者の提案書を公開した場合には、今後プロポーザルコンペに参加する事業者が減少する可能性があり、又は提案書に事業者選定に当たって必要な情報が記載されない可能性があるなど、事業者選定において適正な審査ができず、又は競争が働かなくなるおそれがあり、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるという考えから、本件業務提案書を部分公開したものである。しかし、事業者選定の過程で市が提案書などの文書を取得し、その内容を踏まえて市と契約し、業務を請け負った以上は、説明責任貫徹の必要性から、当該文書については公文書として原則公開すべきものとなるとも考えられる。今後のプロポーザルコンペ等においては、事業者を募集する段階で、資料公開の是非について、事業者に周知しておくことが望ましいと考えるものである。

(参考) 情報公開請求・審査請求等の経過

日 付	処 理 内 容
平成28年10月14日	情報公開請求
10月28日	決定期間延長
11月2日	第三者意見照会
	第三者意見回答
11月25日	部分公開決定
平成29年2月15日	審査請求
3月23日	諮問書及び関係資料一式受理
3月30日	○審査会開催 ・実施機関の弁明陳述、質疑応答 ・審査請求人の意見陳述、質疑応答 ・審議
5月23日	実施機関への答申